

平成 19 年度（第 2 回）福島町自立プラン推進委員会議事録

開催日	平成 19 年 10 月 15 日（火）				
出席委員（11 名）	熊野茂夫、中塚徹朗、小笠原幸助、中島義正、成田寛治、吉田善男、小笠原実、竜川久美子、清水圭子、金谷奉宏、小泉五郎				
欠席委員（6 名）	久野寿一、塚本謙也、小林佳子、野川裕行、金谷英昭、堀 繁子				
出席説明員（15 名）	町 長	村田 駿	副 町 長	竹下 泰弘	
	教 育 長	金谷 裕	総 務 課 長	丁子谷雅男	
	議会事務局長	石堂 一志	財 務 課 長	花田 春夫	
	出 納 室 長	本庄屋 誠	町 民 課 長	川岸 勤	
	福祉 G 参事	工藤 昭一	建 設 課 長	新山 佳隆	
	産 業 課 長	三鹿 菊夫	農 林 G 参事	極檀 忠男	
	商工 G 参事	出羽 正機	吉岡支所長	小林 清	
	教 育 次 長	木村 修			
事務局（4 名）	企画 G 参事	土門 修一	企画 G 総括主査	前田 勝広	
	企画 G 主査	住吉 英之	企画 G 主事	中塚 雅史	

（開会 午後 6 時）

（事務局）

○本日はお忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。ただいまより、平成 19 年度第 2 回福島町自立プラン推進委員会を開催いたします。

最初に委員長より挨拶をお願いします。

（委員長）

○本日はお忙しい中、ありがとうございます。平成 19 年度第 2 回目の推進会議です。9 月に私の呼びかけでふるさと応援基金については懇談会形式でお話しましたが、今日は町長も出席していますの

でもう少し議論を深めていきたいと考えています。大筋では大体議論はされていますが、やはり次年度の問題、それから今後の細かな点について、本委員会できちんと整理していく必要があると思います。今日は、報告 1 件、案件 5 件、情報提供 1 件、合わせて 7 件を予定していますので皆さんの忌憚のない意見をお願いします。なお、本日の出席者は 17 名中 11 名で会議は成立していますので、早速会議に入ります。それでは、町長より挨拶をお願いします。

（町長）

○皆さんこんばんは。お疲れのところ誠に苦勞さです。そしてありがとうございます

います。5月28日に第1回の推進会議を開催させていただきました。その時にふるさと応援基金事業の選考を初年度という形の中で色々と役場の中で把握した経緯がありました。ただやはり、それ自体も色々と考えるともう1回も、2回も検討が必要ではないのかとの声もありまして、今、委員長がお話したとおり、基金の利用状況については役場の方でも各団体等と協議して把握はしますけれど、できうれば推進委員会の中でこういう形の中ではどうか、など話し合われたと思っております。ですから、これらについては案件の中に報告も含めて協議を予定していますので、皆さんの意見は十分把握した中でとり進めたいと考えています。また、5月の時点では平成18年度の決算見込みについて報告させていただきました。9月定例会の決算委員会も終わり18年度の決算認定もいただきました。これらについても、皆さんに報告させていただきます。いずれにしても、今の自立プランは、皆さんの協力をいただき顕著に成果がでてきているわけですが、町の状況を見るとここ2～3年の間にテレビの地上デジタルの関係など大きな事業も計画されております。自立プランを進めながらそれらの事業をどのように対応していくかということが福島町にとっての大きな課題になっていると思いますので、どうぞ忌憚のない意見を出していただいて行政の中で取り組んで生きたいと思っています。また、今日お集まりいただいている委員にも、何人か入っていただいております、まちづくり基本条例の委員会も立ち上げてスタートしています。それらについても、自立プラン、総合開発計画、或いは町民の方々の参画をどういう位置付けをするか大事なことでありますので、福島町として住民の皆さんが行政

に発案でき、行政とともに協働のまちづくりを進めるという原点が大事だと思っています。どうぞ、本日はよろしく願います。

(委員長)

○町長、どうもありがとうございました。それでは、次に会議日程の4、平成18年度一般会計の決算について、事務局より説明願います。

(事務局)

○資料の1ページです。報告1、平成18年度一般会計の決算について報告させていただきます。歳入、歳出それぞれ決算額(A)の欄の合計額で説明します。最初に歳出の方ですが、計で29億5千7百19万4千円の決算となりました。この金額を自立プラン計画額(B)と比較しますと1億6千91万9千円少ない決算額となりました。同じく歳入の計です。30億4千7百24万5千円で、自立プラン計画額(B)と比べて見ますと、7千86万円の減という決算になりました。それで、一番下の収支ですけれど歳入から歳出を引きまして9千5万円の繰越金で平成18年度の決算は終わりました。それで、比較の欄にそれぞれの増減の金額を示していますので参考にさせていただきたいと思います。また、表の1番右端に前回、4月30日時点の見込みも記載していますので参考に願います。以上で、説明を終わります。

(委員長)

○只今の報告に質問ございませんか。

(委員)

○歳入の18番繰入金、歳出の9番積入金と12番繰出金の科目の意味内容につ

いて説明願います。

(財務課長)

○歳入の18番繰入金ですが、財政調整基金で予算を組む段階において、歳入歳出財源不足が生ずれば基金から繰り入れすると想定した金額です。また、それと併せて小笠原実基金や花田俊勝基金も含まれた金額でございます。それから、歳出の9番積立金は財政調整金や今お話しした各基金の預金利息、それと会計法上17年度の会計の剰余金の2分の1以上を積み立てしなければならない規定がありまして、財政調整基金への積み立てが合わさっての金額です。12番の繰出金については、各特別会計があります。老人会計、国保会計それと介護保健会計に一般会計から繰り出さないといけない、事務費や医療費に係る町の負担分を合わせた金額を各会計に支出しているという内容です。

(委員長)

○よろしいですか。

(委員)

○はい。

(委員長)

○他に、ございませんか。

(なしの声あり)

(委員長)

○それでは、次に日程の5、(1)事務事業の検証について、事務局より説明願います。

(事務局)

○資料の2ページ。案件1、事務事業の

検証について説明します。【1】の住民や地域に協力をお願いしいものです。最初に資料の見方を説明します。表の中断にH17当初予算額とありますが、これが自立プランを組んだ基本の金額で、例えば10番の防災体制の整備事業であれば、平成17年度、この事業につきまして2百67万7千円で予算を見ていましたということになります。それでH19効果額は計画と実績に分かれています。計画では()で2百47万2千円とありまして、19年度は予算を2百47万2千円の範囲内で実施したいということで、そこでその差がマイナス20万5千円となり、自立プランでは20万5千円を縮減する計画となっていました。それで、実績ということで平成19年度の当初予算は2百6万千円ですので、効果額は61万6千円となり、増減は41万千円で、更に縮減額が増えたということになります。検証はAとういことで、※印で記載していますとおり、計画の達成はA、未達成はBとして整理させていただきました。表の見方はこのようなことです。それで戻りまして、【1】の住民や地域に協力をお願いしいものは6項目ですが、Aの達成は4項目、Bの未達成は2項目です。この内、検証でBとした項目の内容について、以降も同じですが簡単に説明します。最初に、7のバス停管理事業は福島バス停のトイレを和式から洋式に改修した工事費、それが85万円で、この分で計画が未達成となったものです。それから、6の墓地公園等の供花・供物の持ち帰りは、墓地公園管理トイレの給水槽の取替えによる修繕費が増えたことによるBです。中段に財政効果額として、平成19年度は8百72万5千円の縮減効果額で計画に比べ4百41万6千円の効果額の増となったものです。

次3にページです。【2】費用対効果の面で廃止とするもの、16項目ありましてAの達成が15項目、Bの未達成が1項目となりました。それで、Bは(2)公共施設、2-2の吉岡生活改善センターでこれは燃料単価の増によるものです。次に4ページをお願いします。上段の財政効果額で、これも同じく平成19年度は5百6万9千円で計画に比べ48万4千円の縮減効果額の増となっています。

それから、【3】引き続き行政が主体的で行うもの、全体で93項目ありましてAの達成が80項目、Bの未達成が13項目となっています。ア、事務事業の6、広報紙発行は8万2千円の増で、これは各種会議等の結果情報など今まで以上に町民に周知していくために紙面を増やしたことによるものです。20の生きがいデザイナーサービス事業は利用予定者の増を見込んだことで13万9千円が計画より増えています。それから、5ページで66、遠距離通学生輸送業務で、児童・生徒の輸送に係る分です。学校用務員や町職員による公用車対応が一部できなくなったため、委託料が8万千円増えたことによるのです。

次6ページをお願いします。82、青少年の主張大会です。これは事業費の精査により9千円増えています。

イの公共施設で4、福島保育所運営事業は延長保育等の取り組みにより臨時保育士賃金が増えたことで28万6千円が増えたものです。5、の生活支援ハウス運営事業は燃料費の高騰により8万4千円が増えたものです。14、の横綱記念館管理運営事業はのぼり、手形台紙で、この手形台紙は5年毎にまとめて印刷しておりまして今年度がその5年目に当たりまして64万9千円の増となっています。

20、町民プール運営事業は燃料費の増

とプールろ過機の修繕によりまして72万2千円の増となったものです。7ページの21、総合体育館運営事業、これも同じく燃料費と修繕費の増により百11万9千円が増となりました。22、のファミリースポーツ公園管理事業は芝刈り機の備品購入と張り芝の管理で百75万2千円の増となっています。

それからウの補助金等ですが、7、町社会福祉協議会補助金については、百20万円増えています。これは、計画では今年度百20万円減額する計画でしたが、介護報酬の大幅な引き下げにより福祉協議会の運営が大変厳しくなったこと、それと在宅介護支援センター事業を町から委託を受けていましたが、これが制度改正で町直営となり委託が廃止となったことも含め、平成19年度は補助を継続することにしたことによるものです。次に、27、町観光協会補助金は5万円の増ですが、これは19年度限りの措置で女だけの相撲大会に関連して乳房絵の手入れに要する分でございます。29、の街路灯電気料金補助金は電気料金の値上げにより8万円の増となっています。

次、8ページです。エ、の大型建設事業、64で丸山団地町営住宅建替事業です。表は分かりにくいと思いますが、当初の欄は変更前で()の2億4百41万9千円は事業費で、この内の一般財源は5千百46万9千円でした。H19効果額の欄の変更後は自立プラン計画額でして、事業費は()で1億8千6百17万3千円に、この内一般財源は5千2百90万9千円とするものでしたが、実績では同じく事業費は1億8千4百71万4千円、内一般財源は3千3百41万4千円で、当初と比べると効果額は1千8百5万5千円の縮減となるものです。計画との増減では1千9百49万5千円の効

果額の増となるものです。縮小することでの財政効果額は、平成 19 年度は 6 千 3 百 36 万円で計画と比べて 2 千 7 百 2 万 2 千円の増となるものです。

次に 9 ページで (2)、現状維持の方向で検討するもの、これは 48 項目です。61、の道路維持補修事業は、舗装道路の補修で 65 万 8 千円の増となっています。10 ページです。85、の図書室運営事業は臨時職員がおりましてその方の共済費が算定上増えたことによるものです。

イの公共施設です。2-3 の岩部生活改善センターは先ほど説明した吉岡生活改善センターと同様に燃料費単価の増によるものです。7、の火葬運営事業は火葬炉の修繕工事が大半でして、これにより 3 百 29 万千円が増えたものです。15、の特産品センター管理運営事業は、先ほどのバス停と同様に、和式トイレを洋式に改修したことにより百 73 万円が増えたものです。19、の福祉センター運営事業については、燃料費及び修繕費の増とういことで 2 百 13 万 3 千円が増えたものです。23、の学校給食センター運営事業は燃料費の高騰により 60 万 4 千円が増えたものです。

次にウの補助金等では、20、の 21 世紀北の森づくり推進事業補助金です。これは、民有林の事業量が増えたことによる増で、56 万 2 千円が増えるものです。それで、11 ページにあります、財源に増減のあるものは、実績では 6 百 42 万千円で計画に比べまして 4 百 93 万 7 千円多くなり、これは逆にこの分の縮減効果額が減少したことによるものです。

次に 12 ページです。(3) 拡充・推進の方向で検討するもの、4 項目、これはすべて A とういことで、それぞれ自立プランの計画に基づき拡充する内容で予算を組んでいます。この財源充当ですが実

績ではマイナス 42 万となっていますが、これは制度改正により一般会計から国保会計に負担区分が変更等になったことにとるものです。それから、13 ページです。

(4) のその他、他会計と連携するもの、5 項目、これもすべて A となっています。効果額ですけれど、19 年度は百 63 万 8 千円で、計画と同額となっています。

以上で、説明を終わります。

(委員長)

○説明が終わりました。何か、質問ございませんか。

(委員)

○資料の訂正はありませんか。7 ページの公共施設の計の金額、2 百 87 万千円に間違いはありませんか。

(事務局)

○申し訳、ございません。金額に誤りがありました。2 百 87 万千円を 3 百 23 万円に訂正願います。なお、この訂正により関連して金額が訂正する箇所はございません。

(委員)

○他にもあるのであれば、事前に知らせてください。

(事務局)

○15 ページの 3、事務事業費等の効果の補助金 (57 項目) 欄の検証欄にある、A → 13 を A → 53 に、B → 12 を B → 4 に訂正願います。

(委員長)

○他に何かございませんか。

(委員)

○4ページの6番、広報紙発行は今後も毎年、増やしていくのですか。

(委員長)

○どうですか。広報紙のところです。

(総務課長)

○広報紙については先ほど事務局より説明のあったように、今年度8ページ増やしましたので基本的には来年度以降もこの分については増やす形で持って行きたいと考えています。

(委員)

○同じく、7ページの7番、社会福祉協議会の運営費百20万円は継続していくことになるのですね。

(町長)

○これについては、町もつらいところがあります。先ほどの説明にもありましたが、年々運営も厳しくなって来ている実情にもあるわけです。これは、現状では自立プラン当初の計画どおりには行かない気がしています。ただ、これより増やすという考え方はもっていません。やはり、町としてはここにある百20万円が限度になっていくのではないかと考えています。そうでなければ、自立プランにも大きな影響がありますし、今新年度の予算の取りまとめも始まっていますので、社会福祉協議会とも十分に詰めながら対応していきたいと思っています。ですから、今具体的に金額をどのようにするのは詰めておりませんので、いくらになるとかは申し上げられませんが、今の金額を限度に検討していくことになるかと考えています。

(委員長)

○よろしいでしょうか。

(委員)

○6ページの14番、横綱記念館ですが先ほど5年毎の更新(手形台紙の印刷)とありましたが、それであれば何故、計画に含めていないのか。その辺を教えてください。

(商工G参事)

○おっしゃるとおり、計画に載せることができれば良かったですが、入館者・手形台紙の購入数の予想がつかず、一応きちんとしたものは作っていたんですけど、売り上げとの関係で足りなくなりましたので、急ぎで作ったものであります。

(委員)

○売り上げとの関係もあり、つらいところですね。

(委員長)

○他に何かありませんか。私のほうから1点確認したいところがあります。今回の検証で燃料費の高騰によるBが多くなっていますが、このところはボイラー、電気のことなので今後もそう変わらないような気がします。これをこのまま、達成できないBとして良いのかどうか。

(町長)

○私としては、たとえ検証結果がBとなるものがあっても、それが理由がはっきりしている項目、燃料費の増によることでありこれは理解してもらえと思っています。

(委員長)

○方針そのものがきちんとしていて、今

後もこれでいくんだということが決まっているのであれば良いのですが。

(事務局)

○実際には燃料費の高騰があっても、自立プランの本来の目的である町の財政収支に大きな影響はでないと思っていますし、皆さんも日常生活の中で燃料費の高騰の部分については理解されていることなので、これは今回の説明同様に理由を示していきたいと考えています。

(委員長)

○委員会としてその認識でよろしいですか。

(はいの声あり)

(委員長)

○はい。それでは、次に行きたいと思えます。

(委員)

○10ページの15、特産品センターですが、トイレの改修は結構なのですが、駐車場の一定区域にバリケードのようなものがありますが、あれは何でしょうか。

(町長)

○国道側の浄化槽で、乗用車を停めるぶんには問題はないのですが、どうかすると大型ダンプが停まることもあります。普通車までは良いですけど、大型ダンプが浄化槽の蓋の上に停まることまで想定したものではありませんので、現状ではその周りを柵で囲んだり、駐車を規制している実情にあります。

(副町長)

○ただ、ゴールデンウィークなどの最盛

期には一時撤去し、夜間には柵を設置するなどして対応しています。

(委員)

○このままというのは…観光に来る方がたくさんいますのでね。何とかならないのでしょうか。

(町長)

○誘導する人がいて、小型車や普通車が来たときに止めさせるのが一番安心なんですけど。夜になると結構大きなキャンピングカーや色々な車が浄化槽の上に停まるものですから、一時期板を敷いたようなこともありました。

(委員)

○蓋は鋳物だから壊れやすいので、厚い鋼板のようなものを管理業者(浄化槽の)と相談して敷いたらいいのではないですか。

(町長)

○その辺については、検討させて下さい。前に傷んだ経緯もあるのもですから。

(委員)

○何か美観上からも思ったものですから。そうすると、百73万円は今年度だけですね。次年度はないですね。

(町長)

○そうです。

(委員)

○一ついいですか。9ページの61、道路維持補修事業ですけど、現状維持の方向で検討するものと書いていますよね。道路の補修ということは、例えば水道が破裂して道路に穴が開いたりとかしますよ

ね。道路というのは突発的なことが起きますけど、現状維持でいくんですか。

(副町長)

○平成 18 年度に凍結などで道路がかなり傷んだ箇所が多くあり、今年度はその補修分として 65 万 8 千円を増やしたものです。

(委員)

○僕の聞きたいのは現状維持の考えか方です。

(副町長)

○現状維持というのはいじらなくてもいいだろうということで聞いていると思いますが、ここでいう金額はメンテナンスをやらないということではなく毎年この位の金額はかけているんです。金額的な現状維持で、物の現状維持ということではありません。穴が開いたものを直さないということではありませんので、その辺はものとお金の違いですので理解願います。

(委員長)

○他には。

(委員)

○6 ページの 83、高齢者学級ですが自前印刷による減で 16 万 7 千円になったという説明ですが、外注しないでこの額になったということですか。

(教育次長)

○そのとおりです。

(委員)

○そうであれば他の課でも言えますよね。であれば、まだまだ他にもあるのではな

いですか。

(総務課長)

○今のご質問ですが、逆に残っているのが珍しくて、私の担当で見ても決算書は今までは外注に出して印刷していたんですが、今では厚い 3 部に分けて役場の印刷機で作っています。今では、外注で印刷するものがほとんど無くなっているのが現状です。

(委員長)

○他にないですか。

(町長)

○私からひとつあるんですけど、千円オーバーしていますよね。それは B の評価ですよ。どうもこの辺が……。それでも B の評価をしないといけないものでしょうか。

(委員)

○この委員会は結論の出た金額のプラスマイナスを検証していくものです。ですから役場で予算を組むのでそのとおり行かない場合もあるので、それは構わないと思います。これに対する検証ですから理由がはっきりしていれば、これはダメだよと私たちは言えないと思いますよ。ですから、多いとか少ないとではないと思います。

(委員長)

○町長、千円であろうと、項目によってはあり得ることできちんとしていけば良いと思います。

(町長)

○分かりました。

(委員長)

○それでは案件の(1)事務事業の検証については、原案どおり承認してよろいでしょうか。

(はいの声あり)

(委員長)

○はい。それでは案件の(2)各特別対策の財政効果額の検証について、事務局より説明願います。

(事務局)

○資料の14ページから15ページです。(2)各特別対策の財政効果額の検証について説明します。1の歳入の効果、2の人件費の効果、只今説明した3の事務事業等の効果、4の第4次総合計画の見直しによる効果、これら4つを足したものが5の合計の増減でございます。この平成19年度の実績額は1億7千2百76万6千円で計画に比べて2千8百66万6千円の縮減額の増となりました。また、平成18年度、19年度の2カ年では3億5千5百97万円で、計画より2千3百88万4千円の効果額増となっています。以上、ございます。

(委員長)

○説明が終わりました。これについて、何か質問ありませんか。

(なしの声あり)

(委員長)

○はい。それでは、(2)各特別対策の財政効果額の検証については、承認することに決定します。

(委員長)

○それでは、次に(3)自立プラン財政推計の変更について、事務局より説明願います。

(事務局)

○16ページをお願いします。案件3の自立プラン財政推計の変更について、説明します。それで、ここに記載してあり、平成18年10月4日開催の平成18年度第1回推進委員会で当初の自立プラン財政推計を一度変更しています。今回は、さらにこれを基本的には2つの考え方で修正しようとするものです。一つは、①の平成18年度の繰越金9千5万千円があったこと、それと②の平成19年度総合開発計画ローリング等による修正で、総合開発審議会も経ましてその中で平成21年度までの事業費が変更になり、それに伴う一般財源の変更です。それと二つ目が、18ページになるのですが、③の主要な一般財源の修正で、ご承知のとおり国からの交付税、それと町税などの一般財源が当初に比べかなり増減が大きくなっていますので、今回はこの収入の20年度、21年度の2カ年の主要な一般財源の収入を修正して、前回の財政推計を修正しようとするものです。それで16ページに戻っていただいて、①の繰越金は特に説明する必要もないと思います、②の平成19年度ローリングは、修正前Aとある表は昨年10月の推進委員会で提案した時の事業費と財源内訳です。それで17ページにある修正前Bということで、これが平成19年度総合開発審議会でも審議されまして、変更となった事業費と財源内訳です。20年度の欄で、事業費は2億3千7百32万5千円、その内一般財源が1億7千9百2万9千円に変わりましたという内容です。以

下、21年度も計も同様でございます。それで、増減を表にしています。計の欄で説明しますと、事業費ベースでは2年間で2千3百97万3千円の減になりました。その財源内訳は、国の補助金は1千3百15万3千円の減、道の補助金も2百4千円の減、その他収入が66万の減、地方債が5千60万円の減となりますが、一般財源は逆に4千2百44万4千円増える変更となっています。それで参考に◎で平成19年度ローリングによる主な新規事業・変更のあった事業を記載しています。新規につきましては横綱記念館からテレビ中継局まで4件、変更は火葬場、吉岡分遣所の2件で、内容と事業費を記載していますので参考に願います。次に18ページです。先ほど説明した主要な一般財源の修正で1の地方税から21の地方債うち臨時財政対策債までそれぞれ、修正前というのが現在の計画見込額、修正後が今回の見直し額となるものです。参考に、1の地方税の20年度は修正前は4億7千6百45万5千円の収入を見込んでいましたが、修正後は4億3千5百10万4千円とういことで、4千35万5千円が当初見込みより減になるということです。一番下の合計で、平成20年度で5千5万4千円が増え、平成21年度につきましても同じく5千4百15万4千円が増え、2年間では1億4百20万8千円が当初の見込みより増える見込みの修正であります。それで、19ページの【2】の財政推計収支額の推移ですが、只今、説明した①の繰越金から③の主要な一般財源の修正によりまして、その表にあるように、当初計画の財政推計は3億8千21万6千円の赤字を見込んでおりましたが、前回平成18年9月1日修正では赤字がある程度解消され1億9千2百88万6千円まで圧

縮される見込みでしたが、今回の修正で一般財源が増えることで平成21年度まで赤字を出すことなく財政運営ができるところまで改善される見込みとなりました。この具体的な金額は資料の25ページと26ページに参考に修正前と修正後の科目毎の金額を示してありますので参考に願います。それで、20ページです。今、各年度赤字を出さないで財政運営できると説明しましたが、【3】基金残高の推移、これは財政調整基金と減債基金そしてふるさと応援基金の3つですけど、実際に町ではお金がどのような形で残っていくのかとういのが、そこに示した表です。①が昨年修正した時点では、平成21年度末で百万円の貯金が残る見込みでした。それが、今回の平成19年9月1日の修正では平成21年度末で1億8千3百93万3千円の貯金が残る見込みまで、財政が良くなってきたということです。以上、このような推計に平成20年度、21年度を修正したいとの提案ですので、よろしく願います。

(委員長)

○財政推計の変更について、質問、意見ございませんか。

(委員)

○17ページにあります新規のテレビ中継局整備事業、地上デジタル放送ですが、松前町は福島町からの電波を受けないと放送できないと思うのですが、整備に関して松前町と費用の按分などはどのようになっているのでしょうか。

(事務局)

○ただいま質問のありましたテレビ中継局整備事業は新規に計上していますが、昨年まで20年度に福島中継局、21年度

に白符中継局を町で建設することで開発計画に登載していました。今回、福島局を新規としたのは、民放5社より正式に福島局については、民放の負担で整備する、また事業費は1億6千万円の見込みであるとの報告を受けてのことです。それで松前町との関係になりますが、福島町はまったく負担がない（福島局分）こととなりますので、お互いの負担割合は今後、考慮しないこととしております。

（委員長）

○他にないですか。

（委員長）

○ないようですので、（3）自立プラン財政推計の変更については、原案のまま承認してよろいでしょうか。

（はいの声あり）

（委員長）

○はい。それでは、次に（4）の検討課題項目の検証について、事務局より説明願います。

（事務局）

○案件4の検討課題項目の検証について、説明します。自立プラン本文の中に記述されており、9つの検討課題についての町の取り組み状況を説明し、委員の皆様からご意見をいただくものであります。21ページから22ページに9つの項目を記載しています。それで、今回は前回より変化のあったものを説明します。NO1とNO3は前回と変わりありませんので、今回の説明は省略させていただきます。まず、2番の町税についてでございます。内容は、収納率を高めるための方策の検討で、税等の滞納に対し、滞納

処分の他に行政サービスを制限することについては、従前どおり検討することとしておりますが、国からの税源移譲、税制改正の内容も踏まえ、役場全体で取り組むものとしておりまして、検証は前回と同じBの検討中としています。

次に4番の各種委員会です。委員会の統合や報酬のあり方などこれまで検討してきております。しかし、現在以上の委員会統合が困難であることから、前期計画期間内では見直しを行わないことといたしまして、このため検証は結論がでたとしてAとしています。

次の5番の大型建設事業です。内容はテレビ地上波デジタル化による中継局整備事業でございます。民放の中継局は国の方針では放送事業者が整備することになっております。先ほどの福島局（千軒）は重要中継局の位置づけから平成21年度に放送事業者が整備することが決まっております、しかし小規模中継局の白符局は未だ検討中でございます。このことから、開発計画のローリングでは福島局は事業主体を民放会社として事業費を1億6千万円に変更しました。このことよって、平成20年度の一般財源が5百万円不要となるものです。また、白符中継局は国の補助制度など不明確なため、計画に変更はありません。検証は前回と同じく検討中のBとしています。なお、白符中継局を整備することにより、町内の海岸線、岩部から松浦、そして共聴施設を含め視聴ができることとなりますので、町にとっても大変重要な施設となるものです。

次に22ページの6番、新たな市町村合併です。合併新法による組み合わせパターンは渡島西部4町での合併となっておりますけれども、前期期間中は合併の検討は行わないこととして結論付けたいと

ということで検証はAの結論が出たとして
います。特に他の3町につきましても特
段の動きがないという状況にあります。

次に7番の学校の統廃合です。検討状
況ですが、吉岡幼稚園は平成19年度の
廃園に向け関係者と協議を進められてお
り、白符小学校は平成20年4月より福
島小学校と統合することになっています。
吉岡・福島中学校の統合においても関係者
と協議を進めているところで、検証は検
討中のBとしております。

次に8番の財政推計の見直しです。平
成18年度決算による繰越金や総合開発
計画の平成19年度ローリングによる修
正や財政状況を反映させた財政推計とす
べく見なおしを行いました。内容につい
ては、先ほど説明したとおりです。検証
は検討中のBとしています。

次に9番の青函トンネル償却資産です。
青函トンネルの償却資産の固定資産税の
国による減額措置の撤廃に向けた要請活
動です。課税特例の撤廃に向けて青森県
の外ヶ浜町とともに連携して要望活動をし
てきましたが、平成18年度で地方税法
附則による2分の1の特例はさらに5年
間延長されることとなりました。このこ
とから、この度知内町、木古内町関係す
る両町と共同して国に対して減額された
税を地方交付税制度の中で補てんしてい
ただく算定方法に変更する意見書を連名
で提出しました。今後も、関係者と連携
を取りながら要望・活動をしてまいりた
いと思います。検証は検討中のBとして
います。以上でございます。

(委員長)

○ただいまの、説明に対し質問、意見ご
ざいませんか。

(委員長)

○ないようですので、次に進みます。(5)
のふるさと応援基金事業について、事務
局よりお願いします。

(事務局)

○23ページの案件5ふるさと応援基金
事業について、説明いたします。まず、
(1)としましてふるさと応援基金事業
の選考経過等についてご説明いたします。
選考経過につきましては、本年3月26
日開催の平成18年度第2回委員会でふ
るさと応援基金補助交付要綱(案)を審
議いただきました。そして、原案を一
部修正して補助金交付要綱を決定してご
ざいます。その後、町では要綱に基づき
町内全戸にチラシを配付し事業を募集し
ました。その結果4件の応募があったと
ころであります。本年5月28日開催し
ました平成19年度第1回当委員会では
当該応募の事業について審査を行いすべ
ての事業に補助することに決定したと
ころでございます。町ではこの決定を受け
まして、平成19年度第2回定例会で関
連する予算を提出し、当該予算の可決を
待って応募のあった各団体に交付決定を
行い各事業が実施されているところで
ございます。次の(2)、次年度以降のふ
るさと応援基金事業の選考等につきま
しては、今年度の選考等については只今説明
したとおりでございますけれども、この決
定に至る審議経過の中でふるさと応援基
金事業の基本的な考え方や基金の使い方
に対しまして各員から色々な意見をいた
だいたところでもありますので、次年度以
降のふるさと応援基金事業の選考や使い
方について再度、委員の意見を参考にし
たいと考えていますので忌憚のない意
見をお願いするものです。なお、前回委
員会で出された意見の抜粋を記載して

いますので参考に願います。また、参考ですが本日、10月15日現在の寄付金は昨年度からの合計で6百52万6千3百5円となっています。以上でございます。

(委員長)

○これについては、9月19日懇談会形式で話された経緯もありますのでその辺のことを深めていきたいと思えます。基金条例そのものと交付要綱は整理されていて実際に4件の事業が執行されているんですが、その後の中身の問題と、私たち委員の中にも町の財政状況が一時よりは好転しているのではないかと。それと、当初この基金を作ったときの理念、思いそのもの、それからこの基金をどのように使っていたら良いのか、寄付者の思いを考慮し、どのような使い方が町民にとって一番いいのかとう話を懇談会でしました。その辺のところと実際に来年運用していくのに具体的にどのような形がいいのかご意見ありましたら詰めていきたいと考えるんですがどうでしょうか。

(委員)

○この前の懇談会に9名出席していますよね。その時に大体意見がまとまってると思うんですけど、その辺を説明してもらえば、それでよろいでしょうかと承認を取れると思うし、町側がそれでは困るということであれば、それらについて討論する形で進めることで私はいいと思えます。

(委員長)

○9月19日の懇談会に出席した委員9名の意見を大体集約すると、平成19年度のような基金の使い方はやはりおかし

い・疑問が残るということ、二つ目はできるだけ公平に町民のために使うべきである、3つ目としてこの基金は町が本当に困ったときに活用すべきで無理して使う必要はないと、それに20年以降については出された事業の選考のハードルをもう少し高くして選考しようとの意見があったと思えます。この確認はよろいでしょうか。さらに懇談会から時間も経過していますので、委員からさらに意見の追加なり、またこれを受けて事務局なり町長から何か考えがあればそのことを述べていただいて、20年度以降はどうするのかということ、具体的にどうやっていくのか、条例と要綱に合致してまた募集するのかしないのか、するとしたらでてきたものに関してどのような柱を持って選考していくのか、要綱には当てはまってもその辺をハードルを高くするというのは具体的にはどのような手順でどのようなシステムが必要なのかそういうことも含めてやらないと受ける方も漠然としている部分があるので、どうやって運用していくんだという具体的なことをここで示す必要がるんだろうと思えます。また、それがなければもう少し時間をかけて煮詰めていく必要があるのではとの気がしていますが、どうでしょうか。

(委員)

○今回は生産的な部門での事業が多いように思っています。実際にふるさと応援基金条例を見ますと様々な項目がありその中には人材育成もあります。私はこの部分をもっとあっていいのではと思うんです。例えば伝承文化について。町はなかなか予算がないものですから、文化財の保護に関する予算を年々削られて、当初から少ないのにゼロなどのところもあ

ります。町民はこのような制度があるということをおそらく知らないと思うんです。それであれば、われわれ委員がもっとこのふるさと応援基金条例なるものを町民にアピールしていく必要があると思います。このままで行くと、どうも次年度も産業の部門しかこないような気がするんです。その辺はどうでしょうか。

(委員長)

○もっと幅広い基金の使い方ということだと思うんですが、前回の懇談会でもその辺の話は出ています。今年1年間は4項目に補助を決定し、事業を動かしました。どうなんでしょうね。今の意見であればもっと広範囲にPRしながらということで、分野毎に調べるべきとのことになってくるんでしょうけど。

(委員)

○PRにもっとお金をかけてもいいと思います。そんなにかからないと思います。何か広報の中でも機会あるごとにPRしていけば色々な分野で利用されるのではないのでしょうか。このままでは、どうも特定の分野だけの利用になってしまう気がします。

(委員)

○寄付していただいた方に、平成19年度にこのような事業をして頑張っていますというような、報告はしていますよね。寄付していただいた方が、産業や福祉など区分がありますが自分の望んだ姿で使われているかアンケートするのはいかがですかね。出す側の意見を聞きたいというのもあるのですから。

(委員長)

○寄付してくれた側の意見ですね。

(委員)

○私は町の財政状況も変わってきているので、使わないでしまっておきましょう。基金として残しておきましょうと、私はそう思います。

(委員長)

○次年度については凍結しましょうということですね。

(委員)

○そういうことです。町長は基金、財政調整基金を使えるんですよ。財政調整基金は財政の不足したときの穴埋めに使えると書いているんですよ。それで、町長が予算を付ければいいはずですよ。そういうことだと思いますよ。

(町長)

○(寄付者は)役場の財政が厳しいからその穴埋めに使いなさいとか、そのような考えの人はどなたもいないと思っていますし、直接役場で財源が足りないからこれを向けてやってくださいという方はどなたもいませんでした、まず基本的には。それは役場でやらないといけないものは一般会計の予算の中で町としてやらないといけない。ただ、町内外の方からこの度応援基金をいただいた中で何かしらこれは福島町の福祉、人材育成またその他の項目もありますけど、特に指定なしの寄付が7割近くになっています。やはりこの自立プラン経過からいって、この基金の使い方は町民の方に呼びかけして役場の方で取りまとめはやりませうけれども、しかしその中で10出たからみんなどうだとか、そうではなくして町の予算でやれるものは町でやりませう。まず、これが基本的な考えです。そして、何かこれを一つの起爆剤としてやれるも

のはどうだろうと、そういうような形の中でこれから皆さんと相談できればと思っています。

(委員)

○町長は権限で財政調整基金を使えるのだから、それはその金で使えばいいであって、何がなんでもふるさと応援基金を使わなくてもいいのではないですか。そういうことでしょうか。小笠原基金や花田基金のように戻ってくる仕組みがきちんとあれば私はいいと思います。だけど使えばっなしという感じがするんですよ。そうすると自立プランの精神から言って僕は違ってくるんでないかと、寄付は寄付ですよ。寄付した人の気持ちは大事にして

4つの事業に使うことも結構だと思うけど、自立でやれるんだから、町長の予算権限の中で、それで足りなかったときの話でしょう。結果的に……。

(町長)

○行政の中で調べるものは調べますが、各種団体とか役場で目の届かないところなど、その団体でやりたいことやそして何か効果が見込めるとか、団体のプラスになるとか、町で基金を取り崩してそれは一般会計でできることです。ですが、すべて役場で予算を見るのではなくして、今自立プランを作ってまでやっている中で、ですから19年度は事業募集したということもそのような経緯があった訳です。役場で目の届かない各団体、町内会に呼びかけして事業あがってきたと。実際には、今思えば一般会計で予算を組んでできたものもあるのではとういのが私の正直な思いなんです。皆さん方から承認をいただきましたけれど、応援基金でなくて一般会計の予算でできる事業もあ

ったのではないかとの思いをしています。ですから、そのような思いのするものは一般会計でやればいいのであって、そうでないものが例えばあったと、何がでくるか分かりませんが、そういときにおいて皆さん方と相談し理解を得てやるのであればふるさと応援基金を支消してもいいのではないかとの考えです。

(事務局)

○ふるさと応援基金を皆さんから寄付いただいて、現在、約6百50万金額になっています。実際には自立プランの検証委員さんにお集まりいただいている会議をしているんですが、前期の期間中においても3億8千万円の赤字がでる部分を21年度末には解消される見込みだと先ほど報告していますが、実際に自立プランを進めていく中であっては、懇談会で町が本当に困ったときに使おうとの意見もあったようですが、自立プランは赤字を出さないように対策を講じて財政運営をしていくことが前提です。このようなことから、そうそう簡単に赤字のときに応援基金を使うというような現象はでてこないのではないかと考えています。であれば、折角、町を応援するための条例、ふるさとを思うという気持ちをくんで町民のために町のためにという思いを強くしてそういった事業に基金を充てていくべきだろうと考えます。

(委員長)

○寄付した方には基金の使い道など通知していますが、現在の財政状況は基金を作ったときと違ってきています。このような中で、基金を使わないこともあるとういことを町の財政状況を含めてきちんとお知らせしてやることも必要ではないでしょうか。

(町長)

○自立プラン推進委員会でそこまですべきことではないと思います。

(委員)

○そこまでは必要ないと思います。私たちは最初、21年度に赤字になる、どうしようこうしよう、そうしたら応援基金とうものを作ってみたらどうだろうということだった。現在の見込みでは21年度は黒字になるわけだから、先ほど町長が話したことも理解しますし、町民、町のために寄付してくれたものだから町民の全体が喜ぶようなものに使わないといけないと思います。その辺をはき違いないようにしないと。今回の見直しで21年度には1億8千万のお金が残るのだから、町の財政の中でできるものはやっていって、20年度は公募しないでこのままにしておいて、それでなくても何かの事業は出てくるわけだから、そのときに町長が判断して、これは町のお金はまずいなと、何とか応援基金が使えないかとその時に委員会に提案してくれればいいことであって、わざわざ何かないかと募集する必要はないと、私は思います。

(委員)

○色々と考えてみますと、結局自立プランの考え方は使わないという方向性だと思います。再建団体にならないように。ところがですね、ふるさと応援基金というのは使ってという目的で集めているような、ですから本来、自立プランで扱うような項目ではないような気がします。寄付してくださる方の気持ちをくめば貯めておくことは本来あるべきではないような気がします。自立プランと矛盾した考えになる。そのこのところをこの場できちんとするとういのが一つの方法では

ないでしょうか。どうしても方向が違ってますよ。

(町長)

○ふるさと応援基金はそもそも自立プランに関わってできたものです。自立プランは一生懸命やりなさい。だけど町でできない、必要なことは応援基金なりで、頑張っって元気付けなさい、例えば産業振興しなさい、福祉の人づくりをしなさいとかそのような思いがあって私は基金条例ができて、また多くの人が協力していただいたと思っています。それを、19年度と同じような使い方をするのではなくして、私自身一般会計でできる事業もあったと思っていますから、やはり基金を寄付してくれた方が、これは良い使い方だとか、それであれば良いのでないとか、そのような使い方をしたいと思っています。そのためには、行政だけで考えるのではなく、皆さんと相談して決めていきたいと……。

(委員)

○ですから、1回目のとき4つの応募がないとか、そして内容も基金本来の目的からはずれたようなものもその少ない4つ入っていたりするわけですよ。ですから、本来山ほど、たくさんよりわかるほど多くの要望が町民からあって新しい事業へ手があがるとういのがこの場では健全な場だと思うんです。スタートがあまりにも悪すぎたんですよ。ですから、応募が少ない、ふさわしくないと、その中で次はどうするという時に、使わないで本当に必要なときに貯めておこうという議論がでてくるというのはそういうことだと思います。

(町長)

○そのようなことを十分踏まえた中で、このような意見でないような形の中で私たちは支消する場合があります。そのような形の中で進めたいということなんです。それから、その辺については町でやるべきものと基金を充当させてもらうものは、やはり基金を寄付してくれた方々の意を十分含んだ中でどのような使い方をするというのがこれからの町の、皆さんと相談するうえでの大きな課題だと思っています。

(委員長)

○それではどのようにしますか。20年度は前回のように募集をしない。そして、町が窓口になりそのようなものが上がってきたときは、そのことについて私たち委員会に出されてきたことについてきちんと審議していくという、今までの議論踏まえて審議するという。そのような形でよろしいですね。

(委員)

○今まで募集して、急に募集しなのは辺だと思えます。応援基金条例なるものをわれわれ委員もきちんと理解していない状況で町民はなお分からないと思います。分からない中で、もっとPRする必要があると思うんです。ですから前は限られた範囲からの応募しかなかったと思うんです。

(委員長)

○PRが不足していた。吸い上げ方がまぶかったということですね。

(委員)

○PRが足りなかったということです。

(委員)

○勉強不足で申し訳ありませんけど、そもそもふるさと応援基金とういものは町の財政が苦しいから応援してくれというのか、寄付した人が何かのために使ってほしいというものなのか、その辺ははっきりしたものはあるんですか。

(町長)

○町の将来の財政が厳しいから、行財政改革を進めるために自立プランを作りました。その会議の中で応援基金条例ができたのは、町の自立プランはプランどおり粛々と進めれば良いことになります。だけれど、そうでなく、例えば町づくりの活性化だとか産業振興だとか福島町を元気にするための方策として条例ができたことは確かです。

(副町長)

○今お尋ねの、自立プランとふるさと応援基金は一緒なのか、別なのかということだと思うんですが、これは別のものです。

(委員)

○だから応援基金を出した人が町のために使ってほしいということなのか、それとも町がそのお金で町民のために役立つことに使ってということなのか、それは分からないですよ。町ではどのように把握しているのか。町の主体性が少ないから、財政が足りなくなったから使うということなのか。貯めておくという考え方もあるんでしょう……。

(委員)

○自立プランを検討する中で、高齢者の予算や子どもたちの予算を削ってきたわけですよ。だからそれであれば何とかし

なければならぬというひとつの思いがあった訳です。ところが、21年になれば大きな赤字になるということだから、応援基金なるものを何とかやってみるかと思つたものです。だから、改めて広く募集することではなく、例えば広報に応援基金とうものがありますよと町民にPRするのは結構なことだけど、慌てて何も右から左に募集するものはなにもない、そこに困ったときに考えればいいことであつて、今、町の方から21年度には黒字(基金が残っている)になると、前とは逆の発想だつたものだからある程度町の方でできるものは一般会計でやつていて、どうしても高齢者や子どもの分は出てくる訳だからその時ここで審議すればいいことであつて、だから私は毎月の広報紙に応援基金といふのはありますよとこれは謳うことは結構で、慌てて募集をかけることは必要ない。それで結構だと思つますよ。出てきたものの中で町の一般財源でできないものをやつていけばいい……。

(委員)

○これからは一般から募集しないといふこと。募集したら必ずださないといけないでしょ。

(町長)

○私としても19年度の募集を含めてまずいところもあつたので、20年度からはそのようなことのないように対応するようにしますので、よろしくお願ひしたいと思つます。

(委員長)

○ちょっとここで整理したいと思つます。最初は事務方の方で7つとか8つの事業を、でもそでなく広く町民にPRしてと

いうことで1ヶ月以上かけて広報なりチラシを配布して募集をして、そして4つの事業が上がつてきてこれについて委員会で審議をしました。そうですね。経過はこれだけ。それでもって事業を実施していったのが今回のやり方です。ですから、次年度もこのパターンを続けるということ。例えば、応援基金の存在を明らかにして、募集は先ほどいわれたようにきちんとかける。ただ問題なのは、町長が言つているように出てきたものについて町の一般財源でできるのか、そうじゃなくて実際に応援基金で運用していく方がいいのか、この委員会で審議していくという形がベストなのか。ただ、前回の懇談会のときは出てきたものについては合致していればすべて出すということではなくて、そこのところは厳格にしてこれは町の方でやれるのではないかということも含めて審議をしよう、無理して使わないということはそういうことも含めての認識ということによろしいですか。その辺でまとめてよろしいでしょうか。

(委員)

○私は前回の懇談会は欠席したんですけど、今、委員長が発言されたとおりでいいと思つます。委員17名がいて審査するわけですがやはり審査するということは難しいですね。正直にいつて。寄付を見つてみますと5月から9月までの時点で町外から2百万円集まつているんですよ。この結果はすごく大事だと思うんですよ。先ほど事務局の方では4つの事業を報告したとありますが、その後の結果はしてないと思うんですよ。というのは、道新などに記事は載つているんですよ。そういう記事というのはコピーとか作れるかわかりませんが、その分含めてふるさと応援基金の使われ方、それ

から町の評判、そういうものを含めて町外の方に出すべきだと思います。それについて今回の4件がいいか悪いかは寄付した方が判断します。そうすると2回目以降、またひとつ新たな町外のコミュニティの中で私は寄付したよ、あなたはど
うするのというような形が広まっていくと思うんですよ。そうすると増えるかどうかかわかると思うんですよ。結果が。ですから事業が行われた結果、2回といいですか3回目といいですかそういう形では非町外の方に送るべきではないでしょうか。そういうことで、ふるさと応援基金の捉え方が決まってくると思います。また、その使い方も募集を凍結するというのはちょっと厳しいのではないかと私は思います。町長も先ほど言われたように何でも基金を充当するとう使い方はおかしいと思います。そして困ったときのためにストックしておくというのも大切なことだと思います。寄付した人の中には、削減、削減で暗くなる一方の中で少しでも町を明るくしてほしい、希望を持たせる、夢を持たせるという気持ちでだしてくれた人もいると思うんです。そのような方々の気持ちもくんだりやはり出てきたものには審議をして使っていくべきではないかと思
います。ですから、私たち委員は17名いて、それぞれの団体からでています。だからみんなそれぞれの関係するところで必要とするもの出して
くればいいんです。一般の町民の方は予算がいくら必要だとかなかなか書けないですよ。役場にこのようなアイデアがあるけど、どうだろうと持ってくるような、そのようなコミュニケーションができれば、これもっと明るくなると思うんですよ。そういった意味では毎月広報の方にありますというふうに出してもいいし、そして募集も随時していますよと、どん

どんだしていいと思いますよ。ですからこれ当初は3百万、4百万集まってからスタートする計画でしたけど前倒しとい
いますか、始めたわけですからこれを有効に活用するという方向と大事に使いま
しょうという気持ちをくんでやること
が必要です。ですからPRしながら使
いながら、そして何年かするといい方向になってくると
思います。今は、ふらふらしている
かもしれませんけど。

(委員長)

○随時、次年度に向けて募集、PRを行い、そして委員会に事業があがってきた段階で応援基金の発動か否かというものであれば、またここでじっくり審議
しましょう。後、町長サイドで対応できるものは対応してもらい
ましょう。このことをもっと委員会で厳格に審査しましょ
うということです。町の方で特別にメニューを作る必要はなく、町民から吸い上げるような方法の努力をして下さいとい
うことでいいでしょうか。応援基金につ
てはこのようなまとめでよろしいで
しょうか。

(はいの声あり)

(委員長)

○それでは、次に日程の6、情報提供について、事務局より説明願
います。

(事務局)

○27ページです。地方公共団体の財政健全化に関する法律の概要とい
うことで、これは、国が本年の6月24日公布した新しい法律です。政令は未だ公布されて
いませんので、比率等の詳細は分か
っていませんが、現在分かっている範囲で説明
します。最初に1の健全化判断比率等

の公表等というところで、①から④まであります。実質赤字比率というの是一般会計で一定の赤字をだしたとき、5%だとか10%だとか15%だとか、そのような率になった時点で健全化団体になるということです。それから②の連結実質赤字比率は役場の全会計一般会計、国保、老人、介護、水道それら全部の赤字の合計の比率も今度は見ますよということです。それから実質公債費比率ということで、将来実際に返していくお金の比率でございます。それで2に財政の早期健全化ということで、これは今回国の方でも夕張の財政再建団体の指導が遅れたことを反省にしまして早い段階で地方公共団体の健全化に努めていこうということでもあります。それで2に財政健全化計画の策定手続等とありますが、1で説明しました①の実質赤字比率が一定の率を超えた段階で、町長が議会に財政健全化計画書をつくりまして、それを議会に提案して、その議決を得なければならないとされました。早めに、町の方できちんとした健全化計画書が義務付けられるということです。それから、3の財政の再生の財政再生計画、これは1の①の実質赤字比率、②の連結実質赤字比率、③の実質公債費比率の3つが先ほど説明したとおり国で定める率を超えた段階で再建団体にしますということです。ようするに2段階の対応となったということです。今までであれば、標準財政規模、福島町であれば約20億円、この20%を超えると再建団体になるということひとつでした。新しい法律では前段にハードルの低い率を超えたらまず、議会の承認を得て健全化計画書を作ると、さらにそのハードルを越えてしまったら国の管理下におかれる再建団体になるということです。2本立てになるということです。28ペ

ージの一番下に2の施行期日等ということを書いていますが、実際にこれらの比率が使われるのは平成20年度の決算からとなります。以上で、情報提供の説明を終わります。

(委員長)

○只今の情報提供につきましては、機会あるごとに説明を受けていきたいと思えます。それでは、次に日程の7、次回の会議日程について事務局お願いします。

(事務局)

○来年3月24日の週を予定していますので、よろしくをお願いします。

(委員長)

○よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(委員長)

○それでは今日の会議はこれで終わります。皆さんお疲れ様でした。

(閉会 午後8時20分)